

## 大学マネジメント研究会 会則

平成 17 年 4 月 22 日設立総会決定  
平成 18 年 3 月 4 日改正  
平成 20 年 3 月 1 日改正  
平成 23 年 5 月 21 日改正  
平成 26 年 3 月 29 日改正  
平成 28 年 3 月 26 日改正  
令和 3 年 3 月 27 日改正

### (名称)

第 1 条 本会は、大学マネジメント研究会（英文名：Association for Innovative University Management）と称する。

### (事務所)

第 2 条 本会は（事務所）は、主たる事務所を東京都千代田区九段南 4 丁目 6 番 1 号に置く。

### (目的)

第 3 条 本会は、大学における経営の効率化及び教学改革に関わる先行事例・革新事例に関する情報交換を行い、これらに関する諸課題について会員が相互に協力して研究を行うことにより、大学のマネジメントを担う役員及び教職員の能力の向上を図るとともに、大学に対する社会の負託により良く応えることを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会誌、会報等の発行
- (2) 研究会等の開催
- (3) 資料、情報等の収集整理及び提供
- (4) 関係諸団体との連絡及び協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 1 号の会誌等の発行は、理事会が定めるところにより行うものとする。

### (会員の種別及び資格)

第 5 条 本会会員の種別及び会員資格は、次のとおりとする。

正会員 本会の目的に賛同する国公立大学等又はこれに関連する機関・団体の教職員で大学のマネジメントに関心を持ち、本会の活動に賛同する個人

法人会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助しようとする法人又は団体

### (入会)

第 6 条 正会員及び法人会員として入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の入会申込者が本会の目的に賛同し、第 4 条の事業に協力できる者と認めるときは、特別な理由がない限り、入会を承認するものとする。

### (会費)

第 7 条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 本会の会費は、次のとおりとする。

正会員 年額 10,000 円

法人会員 年額 200,000 円以上

3 会費は、入会初年度にあっては入会時に、次年度以降にあっては入会より 1 年毎の会員資格更新時に納入するものとする。

4 既納の会費は、返還しない。

### (会員の除籍)

第 8 条 会員で、会費を 1 年以上納入しない者は、除籍することができる。

2 会長は前項により会員を除籍した場合は、理事会に報告するものとする。

### (役員)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

理事 26 名以内

監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、3 名以内を副会長とする。

3 理事のうち、必要に応じ、若干名を常勤とし、有給とすることができる。有給の場合は、別途理事会の承認を得て支給規定を定める。

4 前 3 項に定めるもののほか、本会に顧問、参与等を置くことができる。

### (役員を選任)

第 10 条 理事及び監事は総会において正会員の中から互選し、会長及び副会長は理事会において理事の互選により選任する。

### (役員職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、本会の業務及び財務状況を監査し、総会に報告する。

### (役員任期)

第 12 条 役員任期は、当該選任された総会又は理事会の日の翌年度の 4 月 1 日から次年度の 3 月 31 日までの 2 年とする。ただし、役員が任期途中で辞任または欠けた場合、後任の役員任期期間は、前任者の任期の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第14条 総会は、全正会員をもって組織する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めるとき又は会員の5分の1以上の者が議題を示して要請したときは、臨時に総会を開催する。

3 会長は、総会を招集し、その議長となる。

4 総会は、全正会員の過半数の出席をもって開催する。この場合において、委任状を提出して欠席する全正会員は、出席者とみなす。

5 総会の議事は、出席全正会員の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任
- (2) 事業計画並びに収支予算及び収支決算
- (3) 会則の制定及び変更
- (4) その他理事会又は総会において審議することを相当と認めた事項

(理事会)

第16条 理事会は、年2回以上会長が招集し、議長となる。

2 理事会は、事業計画並びに収支予算及び収支決算に責任を負い、執行の任に当たる。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって開催する。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(理事会の議決事項)

第17条 理事会は、第9条に定める会長及び副会長の選任のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(委員会)

第18条 本会に必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会が定める。

(戦略的大学経営研究所)

第18条の2 本会に、戦略的大学経営研究所(以下「研究所」と称する。英文名: Institute for Strategic University Management)を置く。

2 研究所に、所長、所長代理、企画委員等必要な職員を置く。職員は、原則として非常勤とするが、必要に応じて常勤とすることができる。

3 所長、所長代理、企画委員等の職員は、会長が委嘱する。

4 研究所は、次の業務を行う。

- (1) 大学マネジメント人材育成に関する調査及び研究
- (2) 大学マネジメント人材育成のための研修プログラムの開発及び実施
- (3) 大学マネジメント人材育成に関するシンポジウム等の開催
- (4) その他大学マネジメント人材育成の発展に資する業務

5 研究所にかかる経理は、本会の一般会計と分かち、特別会計として処理する。特別会計は収支見合いを原則とする。ただし、特別会計に剰余金が出た場合は一般会計に繰り入れ、または特別会計に欠損金が出た場合は、理事会の承認を経て一般会計から繰り入れを行うことができる。

6 その他研究所の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第20条 本会に、本会の活動に関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、この会則の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

第10条の規定にかかわらず、設立当初の役員は、次のとおりとする。

朝倉信裕、高塩 至、池田大祐、徳重眞光、磯田文雄、富浦 梓(監事)、上杉道世(副会長)、豊田三郎、遠藤 啓、西尾 茂文、北島 久、早田憲治(副会長)、北見耕一、中間政雄(会長)、工藤敏夫、宮嶋和男、島田正寛(監事)、村山典久

2 この会則は、平成17年4月22日から施行する。

(附則)

この会則は、平成18年3月4日より施行する。

(附則)

この会則は、平成20年3月1日より施行する。

(附則)

この会則は、平成23年4月1日より施行する。

(附則)

この会則は、平成26年4月1日より施行する。

(附則)

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。